

平成 18 年 12 月 12 日

総務省秋田行政評価事務所では、平成 18 年 12 月から平成 19 年 3 月にかけて標記調査を実施（東北管区行政評価局、福島行政評価事務所と合同）することになりましたので、お知らせします。

「健康食品」の表示等に関する調査

調査の目的

近年、食生活の乱れによる栄養の偏り、肥満や生活習慣病の増加、高齢化の進行等により国民の健康に関する関心が高まっているが、一方で、健康と食に関する情報が氾濫するようになり、過剰摂取や過度の痩身行為などの偏った食生活に導くような適正を欠く情報も増え、国民の混乱を招きかねない状況となっている。

現在、健康に関する効果や食品の機能等を表示して販売されている、いわゆる健康食品（栄養補助食品、健康補助食品、サプリメント等。以下、『「健康食品」』という。）については、健康増進法（平成14年法律第103号）において、特別用途食品及び保健機能食品（特定保健用食品及び栄養機能食品）に関してその表示すべき事項を定めるとともに、「健康食品」については、健康保持増進効果等について誇大表示等を行うことを禁止している。

また、「健康食品」は食品であり、農林物資の規格及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）及び食品衛生法（昭和22年法律第233号）等において、消費者の商品選択に資する情報の提供や食品の安全性の確保のために、所要の表示が義務付けられている。

しかし、平成17年度に全国の消費生活センターに寄せられた「健康食品」に関する相談は約1万8,000件に上っており、そのうち、生命や身体に危害を受けた等とするものも769件みられ、東北地域においても、「健康食品」に起因するとみられる健康被害や商取引に係るトラブルが発生している。

この調査は、消費者保護の一層の推進を図る観点から、「健康食品」について、関係行政機関における指導監督の実施状況及び消費者等に対する普及・啓発の状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施するものである。

主な調査項目

- 1 関係行政機関における指導監督の実施状況
- 2 関係行政機関における連携の状況
- 3 消費者等への普及・啓発の状況

主な調査対象機関等

公正取引委員会事務総局東北事務所、東北厚生局、東北農政局（地方農政事務所）、東北経済産業局

（関連調査等対象機関）

県、保健所設置市、関係団体、事業者等



《本件照会先》

秋田行政評価事務所

評価監視官 庄司 雅彦

電話：018(824)1426